

申請内容確認書 ※申込み時に必ずご提出ください

【3】

申請内容及び提出書類について確認します。該当欄に ☒ を記入し、申込み時に不備のないようお願いします。

1. 保育所等入所申込み書類確認リスト

	確認	市確認用
教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】	☐	☐
申込み児童の状況等【2】・【2】-2	☐	☐
申請内容確認書【3】	☐	☐
親子（母子）健康手帳（受付時に健康診査等の確認をするため）	☐	☐

2. 保育を必要とする状況を証明する書類確認リスト

※児童の保護者が対象となります

	父	母	同居人	市確認用
就労している方：就労証明書	☐	☐	☐	☐
自営業の方は以下の確認書類のいずれか一つを添付 ・確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）・委託契約書 ・開業届けの写し・営業許可書	☐	☐	☐	☐
求職中の方（内定含む）：確約書	☐	☐	☐	☐
出産予定の方：親子（母子）健康手帳の（分娩）予定日記載ページの写し等	☐	☐	☐	☐
心身に病気、障害を有している方：診断書、障害者手帳の写し等	☐	☐	☐	☐
介護又は看護をしている方： 介護・看護を受けている方の診断書、障害者手帳の写し等	☐	☐	☐	☐
就学している方：学生証と授業のカリキュラムの写し等	☐	☐	☐	☐
その他：児童の保育をすることができないと判断できる証明書	☐	☐	☐	☐

※該当項目のみチェックしてください。

※配偶者と別居中であっても、別居中の配偶者に係る上記のチェックリスト内の書類が必要です。

（離婚調停中または離婚訴訟中である場合を除きます。）

3. 該当する項目及び提出書類の確認

	該当の有無		市確認用
ひとり親世帯：戸籍謄本 又は 児童扶養手当証書の写し	有 ☐	無 ☐	☐
離婚を前提として別居中であり、離婚調停中または離婚訴訟中の方：①のいずれかの書類 + ②のいずれかの書類			
① (ア) 離婚調停または離婚訴訟に係る期日通知書の写し (イ) 離婚調停または離婚訴訟に係る事件係属証明書の写し (ウ) その他離婚調停中または離婚訴訟中であることを証明できるもの	有 ☐	無 ☐	☐
② (エ) 申請者と別居中の配偶者が、申請内容に同意していることについて分かる書類（任意様式。ただし、申請者と別居中の配偶者が自ら記入したものに限る。） (オ) ②の（エ）が用意できない場合は、その理由と児童を現に監護していることが分かる書類（任意様式。ただし、現在の状況を証明する書類等の添付を要する場合がある。）	有 ☐	無 ☐	☐
一時預かり事業・認可外保育施設・事業（企業内）保育施設を常時利用している方：一時預かり等利用証明書	有 ☐	無 ☐	☐
狭山市に転入の方：			
転入誓約書	有 ☐	無 ☐	☐
賃貸借（売買）契約書等の写し	有 ☐	無 ☐	☐
同居同意書（※祖父母等の所有する住宅へ入居予定の場合のみ）	有 ☐	無 ☐	☐
課税証明書（入所希望月が4月から8月までの場合は6年度、9月から3月までの場合は7年度のもの）	有 ☐	無 ☐	☐
個人番号（マイナンバー）及び本人確認に係る書類	有 ☐	無 ☐	☐
生活保護の方：生活保護受給者証の写し	有 ☐	無 ☐	☐
障害児（者）のいる世帯： 以下の確認書類のいずれか一つの写しを添付 ・障害者（身体、療育、精神）手帳・特別児童扶養手当証書 ・障害基礎年金を受給していることが確認できる書類	有 ☐	無 ☐	☐

4. マイナンバー記載に伴う本人確認

	該当者	市確認用
マイナンバーカード （マイナンバーカード持参の場合は下記書類は必要ありません）	☐	☐
マイナンバーの通知カード + 写真つき身分証明書1点、もしくは、写真なし身分証明書2点	☐	☐

※写真なしの身分証は、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限りです。詳細は、入所のしおりP.22をご確認ください。

【代理人が申請する場合】

	該当者	市確認用
本人（申請者）の番号確認書類（入所のしおりを参照。写しも可能です）	☐	☐
代理人の身元確認書類（入所のしおりを参照。原本に限りです）	☐	☐
委任状（委任状の様式は狭山市のホームページより取得できます）	☐	☐

（裏面もご確認ください）

入所に関する確認をいたします。あてはまる方に○をつけてください。

確認事項	あてはまる方に○をつけてください		備考
希望の認可施設に入所（転所）できなかった場合、申込み初月以降も空くまで待ちますか？	はい	いいえ	「はい」の場合、申込みは翌年3月の入所審査まで有効です。 「いいえ」の場合、申込み初月のみの入所希望とし、その後は申込みを取り下げます。
現在、妊娠していますか？	はい	いいえ	出産予定日_____年__月__日 ※「はい」の場合、出産予定日を記入してください。 ※産前6週から産後8週にかかる月は出産要件での指数を適用します。
父母の勤務状況についてお伺いします。 会社命令により単身赴任している、または予定がありますか？	はい	いいえ	住民票を異動していない場合、赴任先の公共料金の領収書の写し等を添付してください。
育児休業を取得している方にお伺いします。 保育園に入所した場合、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する予定はありますか？	はい	いいえ	「はい」の場合、求職活動または内定での指数を適用します。転職先が決まっている場合は、転職先との雇用契約が分かるものを提出してください。
育児休業を取得している方にお伺いします。 保育園に入所した場合、入所月の翌月10日までに復職できますか？	はい	いいえ	復職が出来ない場合、入所の内定が取り消しになる場合があります。
就労先内定の確約書を提出する方にお伺いします。希望する勤務条件等に記載した勤務時間は、内定の内容と相違ありませんか？	はい	いいえ	実際の就労時間が確約書の記載時間よりも短い場合、入所の内定が取り消し、または退所になります。

以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑してください。

確認事項	チェック欄
保育施設を長期欠席する場合は、休園日翌日から最長2か月となります。なお、その間も保育料はかかります。	☐
入所後3か月以内に市外へ転出する場合、転出後3か月以降の継続入所はできません。	☐
入所選考時や入所後に必要となる児童の健康状態、病状や医療的ケアの内容等について関係する医療機関（主治医等）や保健師等へ問合せることがあります。	☐
児童の健康状態を直接確認する必要がある場合には、入所選考前に保護者と児童の面接を実施する場合があります。	☐
入所を希望する施設は必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育園等は施設により保育目標が異なっていることや、保育料以外に実費（園服など）を徴収している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。また、健康状態について留意する点がある場合は、見学時に必ず施設に対して説明を行ってください。	☐
利用開始当初には児童が施設に慣れるための「ならし保育」があり、教育・保育給付認定された利用時間にも関わらず、お迎えの時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育することができません。転園された場合も同様にならし保育があります。	☐
保育料は、世帯の市民税額により算定しますので、離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は父母の税額を合算のうえ、保育料を算定します。	☐
父母が非課税の場合、同居している祖父母の市民税額を合算し保育料を算定します。	☐

記 入 日	令和 年 月 日
保 護 者 署 名	